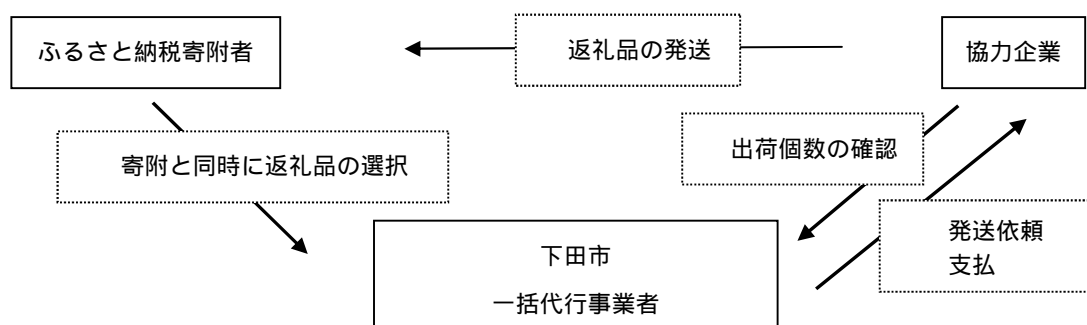


下田市ふるさと応援寄附制度協力企業募集要領

1 目的

「ふるさと応援寄附制度（ふるさと納税）」を活用し、地域産業のPR、活性化と市への寄附金の増加を図るため、寄附者に返礼品として贈呈する商品やサービスを提供していただく企業（以下「協力企業」という。）を募集します。

2 事業の流れ



3 お礼の品とりまとめ委託先

効率的な運営、安心安全を考慮した返礼品の手配、顧客・配送等に係るデータ管理の適正管理、クレーム対応等に万全を期す必要があり、返礼品の運営委託とりまとめ業者として下記会社を指定します。

株式会社さとふる（サイト：さとふる、ふるさとチョイス）
〒104-0031 東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン 13F
URL <http://www.satofull.jp/>

シフトプラス株式会社（サイト：楽天ふるさと納税、ふるさとパレット）
〒409-3867 山梨県中巨摩郡昭和町清水新居 1349-6 サンマリーナ昭和3階
URL <http://www.shiftplus.co.jp>

株式会社 JTB（サイト：ふるぽ）
〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町 2-6-12 サンマリオン NBF タワー11階
URL <http://furu-po.com/>

4 募集の要件

以下（ア）～（カ）の全てに適合していることが要件となります。

- （ア）下田市内に事業所等がある法人又は個人事業者であること。ただし、市長が特に認めた場合を除く。

- (イ) 代表者等が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に掲げる暴力団員等でないこと。
- (ウ) 市税の滞納がない事業者であること。
- (エ) 下田市の魅力を伝えられるものであり、地域産業の振興につながる要素をもつ商品等を提供できること。
- (オ) 返礼品が下田市内で生産されたもの又は下田市内の原材料を使用して製造、加工されたもの若しくは市内施設等で提供されるサービスであること。
- (カ) 商品情報の開示が可能であること。

返礼品の価格は、寄附金額の3割以下とします。目安としては下記のとおりです。

返礼品の価格は、送料を除き、消費税、梱包料等の必要経費を含みます。

返礼品や送料等の経費総額を寄附金額の5割以下に収めなければならないため返礼品の価格に対する寄附金額を調整させていただく場合があります。

寄付金額	返礼品の価格(上限)	寄付金額	返礼品の価格(上限)
5,000 円程度	1,500 円	30,000 円程度	9,000 円
6,000 円程度	1,800 円	35,000 円程度	10,500 円
7,000 円程度	2,100 円	50,000 円程度	15,000 円
10,000 円程度	3,000 円	100,000 円程度	30,000 円
14,000 円程度	4,200 円	150,000 円程度	45,000 円
15,000 円程度	4,500 円	160,000 円程度	48,000 円
20,000 円程度	6,000 円	200,000 円程度	60,000 円

5 応募方法

「下田市ふるさと応援寄附制度 協力企業エントリーシート」(様式第1号)に必要事項を記入し、税務課の発行する「市税完納証明」を添付した上で、市役所企画課までご提出ください。

6 個人情報の保護

協力企業は、この事業による業務を処理するため別途各一括代行業者との契約に基づき個人情報の取り扱いについて遵守しなければなりません。

ただし、返礼品発送の際に同梱した商品パンフレット等により、寄附者から商品申込、問合せ等があったことにより得た個人情報については、この限りではありません。

7 協力企業の決定方法

検討委員会での審査により協力企業を決定し、結果を後日申込者にご連絡いたします。

8 その他留意事項

(ア) 協力企業は、返礼品に関して発送の遅延、販売中止、品質及び発送過程で事故、寄附者からの苦情等の問題が発生した場合には、速やかに下田市へ報告するものとしします。

なお、品質等による補償やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。

(イ) 申請内容に虚偽があった場合又は市に損害を及ぼす行為があった場合には、登録を中止します。

(ウ) 協力企業の登録は、2年度に1回更新があります。登録初年度を含む2年度ごとに返礼品について検討を行い、魅力ある品物を提供できるよう努めていただきます。

(エ) 登録の際に、ホームページ等で使用する写真の撮影や、梱包状態の確認のため返礼品のサンプルを提供していただきます。

(オ) 発送依頼等のやりとりをEメールにて行いますので、インターネット環境を整えていただく必要があります。

9 申込・問合せ先

下田市役所 企画課 政策推進係

〒415-8501 下田市東本郷一丁目5番18号

T E L : 0558-22-2212 F A X : 0558-22-3910

メールアドレス : kikaku@city.shimoda.lg.jp